

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月8日 04時32分ごろ
発生場所	静岡県沼津市大瀬崎 <sup>おおせ</sup> 北東方沖 伊豆大瀬崎灯台から真方位042° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯35° 03.1′ 東経138° 48.7′）
事故の概要	遊漁船 <sup>かじ</sup> 舵丸は、南西進中、また、プレジャーヨット <sup>カイ</sup> Kaiは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 舵丸、7.9トン 241-11885静岡、個人所有 B プレジャーヨット Kai、5トン未満（長さ7.77m） 253-9993静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部に破損、マストに折損、スタンションに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、釣り客8人を乗せ、法定灯火を表示して南西進中、船長Aが、3Mレンジとしたレーダーで船首方に船らしき映像を認めたものの、その後、映像が確認できなくなったので、前路に他船はいないものと思い、航行していたところ、その船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、帆を畳んだ状態で主機を中立運転とし、船首を北西方に向けて漂泊していた。 船長Bは、周囲に他船を見掛けなかったため、キャビン内で休息をとっていたところ衝撃を受け、キャビンから甲板に出てA船と衝突したことを知った。 船長Bは、本事故当時、数分おきにキャビンから顔を出して周囲を見渡していたが、A船に気付かなかった。
分析	A 船は、船長Aが、レーダーで船首方に認めた映像を確認できなくなった際、前路に他船はいないものと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、周囲に他船を見掛けなかったため、キャビン内で休息をとって見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、A船が南西進中、B船が漂流中、船長A及び船長Bがいずれも見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、前路で漂流中の他船を見落とさないよう常時適切な見張りをを行い、レーダーで前路に認めた映像を確認できなくなった場合、FRP船がレーダーに映りにくいことを踏まえ、レーダーレンジを小さくしたり、感度調整を行ったりすること。</li> <li>・漂流中、周囲に他船を見掛けない場合であっても、間隔を空けずに周囲を確認するなど、常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>